

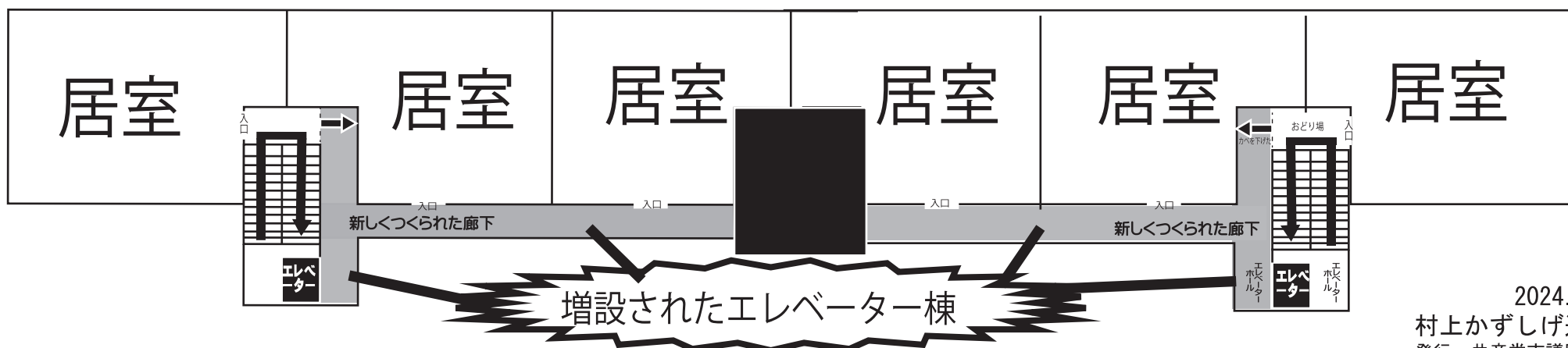
# エレベーターのない公営住宅にもエレベーターは後付けできる

エレベーターのない公住にも、後からエレベーターをつけたところがある!! そんな工事を行った住之江道住 D17 について、釧路総合振興局建設指導課を訪ね、お話を聞いてきました。

- 後付けでエレベーターを設置する改修は、おおむね下の図のような形で行われました。  
もともと、3 か所の玄関があって、そこに階段がつながり、踊り場を挟んで向かい合わせで住戸の入口がある構造でした。
- そこで玄関前にエレベーター棟を増設、2基のエレベーターと真ん中の階段の住戸から左右のエレベーターにつながる廊下を新設しました。

●道は「道営住宅整備活用計画」（長寿命化計画）をつくり、道営住宅の建設年度、劣化度、設備の設置状況、入居状況などを総合的に検討したうえで、長期間維持していく住宅については改善工事を施しています。

## 住之江道営住宅 D17 号棟



- 改善工事の主な内容は、屋上防水、外壁改修、給排水管の取り換えなどの「長寿命化」とエレベーター設置による「バリアフリー化」、浴室のユニットバス化や3点給湯等の「居住性の向上」があります。D17号棟の建設年度はS59年。H30年にこの3つの改修が行われました。
- 入居したままではエレベーターや居室の工事できないため、1年間、全入居者に退去をしてもらっての集中工事でした。
- どんな住宅でも後付けでエレベーターをつけられるわけではありませんし、改修費用の問題もあります。D17の場合、1年間の工事で総事業費は2.85億円でした。
- 道営住宅の長寿命化工事の中でエレベーターをつけることは決してめずらしい例ではありません。事実、美原の道営住宅も集約化で1棟減らしたうえで、エレベーターを後付けしました。

※市営住宅も長寿命化の改修が盛んにおこなわれていますが、エレベーターを後付けした市営住宅は1棟もありません。将来にわたって維持すべき市営住宅には、エレベーターの後付けも検討すべきです。

2024. 6. 9  
村上かずしげ通信  
発行 共産党市議団

